

寄 附 行 為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人全日本スキー連盟といい、外国に対しては SKI ASSOCIATION OF JAPAN (略称S. A. J.) という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を、東京都渋谷区神南一丁目1番1号 岸記念体育会館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、わが国におけるスキー界を統轄し、代表する団体として、スキーの普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) スキーに関する調査・研究
- (2) スキーに関する検定会・講習会等の開催
- (3) スキーに関する検定会・講習会等をこの法人に所属する加盟団体、所属団体、スキー学校等に委託して開催するもの
- (4) スキーに関する指導者及び公認資格者の養成及び認定
- (5) スキーに関する全日本選手権大会の開催及びその他の競技会の開催
- (6) スキーに関する競技者の育成・強化
- (7) スキーに関する国際競技大会等及び世界指導者会議に対する代表者の選定並びに派遣
- (8) スキーに関する安全対策及び傷害防止対策の樹立並びにスキーヤーの安全を図ること
- (9) スキー競技施設及びスキー用具の認定
- (10) スキーに関する競技規則及び資格規程の制定
- (11) スキーに関する年鑑その他の刊行物の発行
- (12) 財団法人日本体育協会、財団法人日本オリンピック委員会、日本スポーツ仲裁機構及び財団法人日本アンチ・ドーピング機構に対し、スキー界を代表して加盟すること
- (13) 国際スキー連盟(略称F. I. S.)、アジアスキー連盟(略称A. S. F.)及び国際スキー教育連盟に対して、日本のスキー界を代表して加盟すること
- (14) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるとおりとする。

[SAJ 36]

- (1) 法人設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 資産から生じる収入
 - (3) 加盟団体の負担金
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 寄附金品
 - (6) その他の収入
- (資産の種類)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の保管)

第7条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(特別会計)

第10条 この法人は、理事会及び評議員会の議決により、特別会計を設けることができる。

2 特別会計に伴う収支予算編成及び決算の作成については第11条及び第12条に準ずる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第12条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録・事業報告書・正味財産増減計算書及び貸借対照表とともに、監事の意見を付け、理事会及び評議員会の議決を経て、毎事業年度終了後3か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち、重要なものを行おうとするときは、理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第15条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり7月31日に終る。

第4章 役員・評議員及び職員

(役員)

第16条 この法人には、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事18名以上23名以内(うち会長1名・副会長2名又は3名・専務理事1名・常務理事7名以内)

(2) 監事2名以上3名以内

(役員を選任)

第17条 会長及び副会長は、評議員会でこれを選任する。

2 会長、副会長以外の理事は、次の各号のとおり評議員会において選任する。

(1) 各ブロックから推薦された者、15名とする。

(2) 会長が推薦する者、4名以内。ただし、副会長2名選任の場合は、5名以内とする。

3 専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。

4 監事は、評議員会で選任する。ただし、監事は理事を兼ねることができない。

5 前各項の役員は、選任と同時に理事又は監事に就任する。

6 前各項の役員は、本連盟の会員であること。

7 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

8 前各項に定めるもののほか、役員の定年、その他役員の選出に関する事項については、評議員会及び理事会の議決を経て別に定める。

(理事の職務)

第18条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、副会長がその職務を代理し又はその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、この法人の業務を掌理する。

4 常務理事は、会長・副会長及び専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務を処理する。

5 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第19条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 法人の財産状況を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること

[SAJ 36]

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること

(4) 前号の報告をする必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること
(役員任期)

第20条 この法人の役員任期は、2年とし、第17条第8項による定め範囲内で再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第21条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明する機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第22条 役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(評議員選任)

第23条 この法人には、評議員50名以上100名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。

3 前項の規定により、評議員として選任された者が、会長・副会長・理事又は監事に就任したときには、評議員の資格を失う。この場合においては、前項の規定に従い、これに代わる評議員を選任するものとする。

4 評議員の任期及び解任については、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合においては、同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

5 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

(評議員職務)

第24条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を審議するほか、理事会の諮問に応じ、会長に対して必要と認める事項について助言する。

(事務局)

第25条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

4 事務局の運営に関する事項は別に定める。

第5章 名誉会長、顧問、参与及び会友

(名誉会長、顧問、参与及び会友)

第26条 この法人には、名誉会長、顧問、参与及び会友若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、この法人の会長であった者で、理事会及び評議員会の推薦に基づき、会長が委託し、名誉会長は、この法人の重要事項について会長に意見を述べることができる。
- 3 顧問は、この法人の副会長であった者及びスキーに関する功労者のうちから、理事会及び評議員会で推薦し、会長が委嘱する。顧問は、会長及び理事会の諮問に応ずる。
- 4 参与及び会友は、理事会及び評議員会で推薦し、会長が委嘱し、必要により理事会の諮問に応ずる。

第6章 会 議

(理事会)

- 第27条 理事会は、毎年2回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長はその請求があった日から21日以内に臨時理事会を開催しなければならない。
- 2 理事会に付議する事項は、開催日の7日以前に理事に通知しなければならない。ただし緊急を要し、やむを得ないと認められる場合は、その限りでない。
 - 3 理事会の議長は、会長又は会長の指名する理事とする。

(理事会の定足数等)

- 第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事に付き書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(常務理事会)

- 第29条 理事会からの委託を受けた日常の会務を処理するため、常務理事会を置く。
- 2 常務理事会は、会長・副会長・専務理事及び常務理事をもって構成し、会長が随時これを招集し、会長が議長となる。
 - 3 常務理事会の議事は、常務理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決める。

(評議員会)

- 第30条 次の各号に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。
- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (3) 基本財産についての事項
 - (4) 長期借入金についての事項
 - (5) 第1号、第3号及び前号に定めるもののほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
 - (6) その他、この法人の業務に関する重要な事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 評議員会及び評議員会の定足数等については、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合においては、「理事会」、「理事」を各々「評議員会」、「評議員」と読み替える

[SAJ 36]

ものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

(議事録)

第31条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名が、署名押印の上、これを保存する。

第7章 専門委員会及び特別委員会

(資格審査委員会)

第32条 この法人に、資格審査委員会を置く。

2 資格審査委員会は、理事会の議決に基づき、役員・指導者及び競技者等の資格に関する事項の処理に当たる。

3 資格審査委員会の運営に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

(その他の専門委員会)

第33条 この法人の事業遂行上のため必要があるときは、理事会の議決に基づき、資格審査委員会以外の専門委員会を置くことができる。

2 前項の規定による委員会の運営に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

(特別委員会)

第33条の2 この法人の事業遂行上必要な特定事項の調査、調整等を行うために、理事会の議決に基づき、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の運営に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第8章 加盟団体及び会員登録

(加盟)

第34条 次の各号に掲げる団体で、この法人の趣旨に賛同するものは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の現在数の3分の2以上の同意を得て、加盟団体となることができる。

(1) 都道府県を単位とするスキー連盟

(2) 全国的に組織されたスキー競技に関する団体

(資格喪失)

第35条 加盟団体は、次の各号の一に該当する事由によってその資格を喪失する。

(1) 脱 退

(2) 加盟団体の解散

(3) 除 名

(脱 退)

第36条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届けを提出し、理事現在数の過半数の同意を得なければならない。

(除 名)

第37条 加盟団体が、次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、会長がこれを除名することができる。この場合、理事会及び評議

[SAJ 36]

員会で議決する前にその加盟団体に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の加盟団体としての義務に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷付け又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
- (3) 次条の負担金を2年以上滞納したとき

(負担金)

第38条 加盟団体は、理事会及び評議員会の議決に基づき、別に定める負担金を、毎年納入しなければならない。

- 2 既納の負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員登録)

第38条の2 この法人から会員として認定を受けようとする者は、この法人に登録をしなければならない。

- 2 会員登録に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第9章 寄附行為の変更並びに解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得て、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散)

第40条 この法人の解散は、理事及び評議員の各々の現在数の4分の3以上の議決を経なければならない。

- 2 前項の解散については、文部科学大臣の許可を受けるものとする。

(残余財産の処分)

第41条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第10章 雑 則

(書類及び帳簿の備付等)

第42条 この法人の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、それらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 庶務日誌
- (8) 官公署往復書類

[SAJ 36]

- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他の必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号の書類は5年以上、同項第8及び第13号の帳簿及び書類は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第3号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第43条 この寄附行為についての細則は、理事会の議決を経て別に決める。

附 則

第1条 従前の全日本スキー連盟に属した権利・義務は、この法人が継承する。

第2条 この財団法人全日本スキー連盟寄附行為の施行日を昭和48年5月24日とする。

第3条 第16条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。

理 事 会 長	東	龍太郎
理 事 副会長	中 村	俊 夫
理 事 副会長	堤	義 明
理 事 専務理事	高 橋	敏
理 事 常務理事	園 山	和 夫
理 事 常務理事	鈴 木	忠 昭
理 事 常務理事	八 木	祐四郎
理 事 常務理事	菅	秀 文
理 事 常務理事	若 尾	金之丞
理 事 常務理事	前 田	宏
理 事 常務理事	村 本	貞 雄
理 事	秋 山	有 俊
理 事	油 川	久 栄
理 事	目 崎	武 美
理 事	田 中	淳 策
理 事	中 村	真 澄
理 事	西 原	雅
理 事	和 田	晋太郎
理 事	広 江	式
理 事	茶 畑	巖
理 事	川 崎	義 治

理事	河合義雄
監事	妻川実
監事	金井英一郎
監事	高原敏泰

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成3年4月11日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成6年8月3日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年3月27日）から施行する。

（平成13年1月6日、中央省庁等改革に伴い、この寄附行為中の「文部大臣」を「文部科学大臣」に改正する。）

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年8月21日）から施行する。